

議案提出者：福井市地域交通課

議案2：福井市地域生活交通活性化会議設置要綱の改正（案）について

1 改正の目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「活性化法」という。）の改正により、地方公共団体による地域公共交通計画（以下「計画」という。）策定が努力義務とされたことから、市内のバス交通について、令和4年度から2年間をかけて第2次福井市都市交通戦略をより具体的に実現するための計画を策定する。

福井市地域生活交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）の中で、昨年度までの公共交通を利用した生活交通の維持確保および活性化を図る協議だけでなく、計画策定の協議を行うことができるよう以下のとおり改正する。

2 改正の内容

- ・ 設置目的、協議事項に、計画の作成に関する協議および計画の実施について規定（第1条、第3条関係）
- ・ 委員の任期を計画の策定に合わせて、1年から2年に変更（第4条関係）
- ・ 活性化会議は、原則公開としている規定を、計画策定の協議にあたり事業者の内部情報を取り扱うため一部非公開とする規定に変更（第6条関係）
- ・ 活性化法第6条第3項第5号の規定により協議結果を尊重する旨追加（第7条関係）
- ・ 補助対象事業者は計画を策定するための法定協議会（活性化会議）となることから、計画策定に係る経費は活性化会議で負担する旨追加（第11条関係）
- ・ 監査委員を設置する旨追加（第12条関係）

3 施行日

会議での承認日（令和4年6月20日）

4 添付資料

福井市地域生活交通活性化会議設置要綱（案）

福井市地域生活交通活性化会議設置要綱(案)

(設置)

第1条 市の区域における公共交通を利用した生活交通の維持確保及び活性化を図るため、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。)第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成に関する協議および計画等の実施に係る連絡調整を行うため、福井市地域生活交通活性化会議(以下「会議」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 会議は、事務所を福井県福井市大手3丁目10番1号 福井市役所庁舎内に置く。

(協議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号の事項について検討及び協議を行う。

- (1) 公共交通を利用した生活交通の維持確保及び活性化方策、その他生活交通のあり方一般に関する事
- (2) 公共交通を利用する際の利便性向上に関する事
- (3) 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する事
- (4) 地域公共交通計画の策定及び変更に関する協議に関する事
- (5) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関する事
- (6) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事
- (7) ~~その他生活交通に関する事~~前各号に掲げるもののほか、会議の目的を達成するために必要な事

(構成)

第4条 会議は次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員で構成する。

- (1) 福井市職員
- (2) ~~一般乗合旅客自動車運送事業者~~関係する公共交通事業者及びその組織する団体の代表者
- ~~(3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者~~
- ~~(4) 社団法人福井県バス協会~~
- (3) 住民または利用者の代表
- (4) 中部運輸局福井運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 道路管理者、福井県警察、学識経験者その他の会議が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。~~委嘱された日の属する年度の末日までとする。~~

(~~座長~~会 長)

第5条 会議に~~座長~~会長を置く。

2 ~~座長~~会長は、委員の互選により定めるものとする。

3 ~~座長~~会長は会議を代表し、会務を掌理する。

(会 議)

第6条 会議は、必要に応じて~~座長~~会長が召集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議長は、~~座長~~会長が行う。

5 会議の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれた場合において、議長がやむを得ないと認めるときは、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会議には、必要に応じ関係者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

7 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(協議結果の尊重義務)

第7条 会議で協議が整った事項については、会議の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(検討会)

第8条 会議は、個別的、専門的な分野における検討を行うため、別途検討会を開催することができる。

2 検討会の構成員は、~~座長~~会長が検討内容に応じて指名する。

3 第6条第6項の規定は、検討会について準用する。この場合において、同項中「会議」とあるのは「検討会」と読み替えるものとする。

(協議済み事項の軽微な変更・修正)

第9条 会議において協議が調った事項のうち、次に掲げる軽微な変更・修正については、関係者との事前協議を行っており、かつ、既存公共交通との整合が図られている場合に限り、会議での協議を省略できるものとする。

(1) バス停名称の変更

(2) バス停の新設又は廃止を伴わないルートの変更

(3) ルートの変更を伴わないバス停の新設、位置変更等

(4) 運行系統ごとの始発及び終発時刻を含む運行時刻の修正。

(5) 系統ごとの運行回数の変更。

2 前項の規定により軽微な変更・修正を行ったときは、後日の会議に報告するものとする。

(~~庶務~~事務局)

第10条 会議の業務を処理するため、会議に事務局を置く。

2 事務局は、福井市都市戦略部地域交通課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

~~会議の庶務は、福井市都市戦略部交通政策室において処理する。~~

(経費の負担)

第11条 地域公共交通計画の作成に関する協議および計画等の実施に係る経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第12条 協議会に監査委員を2名置き、第4条に規定する委員の中から会長が指名する。

2 会議の出納監査は、監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 会議が解散した場合には、会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、~~座長~~会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。